

鳥取市告示第430号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

平成24年10月11日

鳥取市長 竹内 功

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域  
鳥取市南吉方三丁目201番地の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（別図は省略し、その図面は鳥取市環境下水道部生活環境課に備え置いて閲覧に供する。）